

広島県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成三十年四月二日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道安芸津下三永線	東広島市安芸津町三津字滝ヶ谷二二四番七二地先から東広島市安芸津町三津字滝ヶ谷二二四番九三地先まで	平成三〇年三月一九日